



Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第14181号
Issue Date	2020-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/79463
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yang_Ruihe_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 楊 瑞 賀

審査担当者	主査	教授	池田清治
	副査	教授	曾野裕夫
	副査	教授	林誠司

債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究

本論文は、今般、抜本的な改正がされた債権譲渡制限特約の効力について、関連する諸制度にも留意しつつ、検討を加えるものである。すなわち、序章において、①従来、特約との関連があまり意識されなかった相殺に着目して両制度の機能的な相関関係を解明すること、②従来の研究動向を踏まえつつ、特約の趣旨と機能、またそれが利用されている具体的事案類型ごとにその効力を検討することを主眼とする、とされている。

このような問題意識のもと、第1章では、日本法における特約に関する議論の経緯を分析する作業を行う。岡松参太郎・我妻栄（物権的効力説）、杉之原舜一・近藤英吉・柚木馨（債権的効力説）、米倉明（特約効力制限論）、池田真朗（特約廃止論）、石田剛（相対的無効説）の各論文を検討対象としつつ、①従来の学説が制限特約の効力を検討する際に典型例として想定されていたのは預貯金債権であり、請負代金債権、売買代金請求権、保証金（敷金）返還請求権はほとんど想定されなかったこと、②そのため、特約に密接な関係を有する関連制度（特に債権譲渡後に生じた反対債権による相殺という問題）について十分な検討が行われなかったことを指摘する。

第2章から第4章では、日本における民法改正の経緯を詳細に確認し、検討を加える。

第2章では、特約違反の譲渡を有効としつつも、債務者は悪意・重過失の譲受人との関係では譲渡人に弁済又は相殺できるとした466条2-3項に加え、債務者の保護の観点から、466条4項、466条の3、466条の2、469条等についても、改正の経緯を詳細に分析している。

第3章では、預貯金債権につき、改正前法と同様の立場を取る466条の5について、改正法下での保護目的を問い、同条の意義が466条4項、466条の2、466条の3を預貯金債権に適用しないことにあることが析出される。つまり、「相殺の利益」はすでに466条3項によって保護されているところ、それでも預貯金債権の譲渡を無効とすることの意義は、債務者たる金融機関が譲渡の有無や譲渡の過程を記録しなくてよいことに求められる、というのである。

第4章では、特約の機能として、従前から上げられていた①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避につき、改正法との照合を行った上、改正法においては、④紛争に巻き込まれるリスクを回避する機能（466条の2）も加えられたことを明らかにしている。

第5章では、債務者の利益保護が比較法的にどのような形で論じられているかという問題意識

から、中国契約法、アメリカ統一商事法典、国際ファクタリング条約、国連国際債権譲渡条約、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則、共通参照枠草案を考察し、①アメリカ統一商事法典をはじめ、多くの立法例では、一定の種類の債権につき特約の第三者効を否定する代償として、「牽連性を有する債務間の相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定を設けて債務者の利益を保護していること、②特約に第三者効を認める立法例においては、特約の主張権者を債務者に限定するという考え方が国際的な趨勢であることが明らかにする。

第6章では、特約がどの場面に如何なる理由から利用されてきたかという視点から、日本の裁判例を網羅的に検討し、①日本では、預貯金債権のみならず、請負代金債権や売買代金債権等にも特約が付されていること、②特約によって追求されている債務者の利益とは、(a)「弁済先を譲渡人に固定すること」と(b)「建設工事を最後まで適正に完成させること」と大別されるが、(a)の具体的な意味は、㉑相殺利益の確保、㉒過誤弁済危険の防止、㉓事務手続煩雑化の回避、㉔紛争に巻き込まれるリスクの回避、㉕契約変更機会の確保であり、他方、(b)は特に請負契約に妥当するが、そこには(a)㉑の利益も伏在していることが解明される。

終章では、結論として、①これまで特約により確保されてきた債務者の相殺利益の一部は、改正法では469条により保護されるが、債務者の反対債権が同条に規定される債権に該当しないときは、債務者は特約により相殺の利益を確保することとなり、特約がどの程度の役割を發揮するからは469条の適用範囲の広狭に依存すること、②改正法では「原因契約の変更」に関する規定が存在せず、そのため、特約は当該規定の欠如をカバーする機能を果たしうること、③466条の5の趣旨は預貯金債権者の交代に伴う不利益から債務者たる銀行を保護することにあり、であるなら、無効を主張できるのは銀行に限定されるべきであること(相対的無効説)が指摘されている。

本論文は、債権譲渡制限特約に関するこれまでの議論と改正の経緯を包括的かつ詳細に追い、機能的な観点からの分析を徹底することで、同特約の存在意義を具体的に明確化している。特に466条2-3項と466条の5を単純に比較するだけでなく、466条4項、466条の2、466条の3の検討を加えることで、466条の5の意義を明確化したことは本論文の成果である。また第5章も、日本語文献によっているとはいえ、「原因契約の変更」というスキームを析出した点は今後の学界に一石を投ずるものといえる。加えて、譲渡制限特約と469条との相互依存関係、預貯金債権に関する466条の5の合理性根拠の把握の仕方と無効主張権者の限定は極めて興味深い指摘である。

もともと、預貯金債権と請負代金債権の譲渡制限の背景は首肯しうるものの、売買代金債権の譲渡制限の背景には継続的契約関係があり、すると、この場面では譲受人の主観的態様がまさに焦点となるのではないか、また、「原因契約の変更」は相殺の利益に尽きない、膨らみのある概念であって、そうなると、変更の合理性も要求されるのではないか、加えて、個別の章にまとめがあったほうがさらに趣旨が明確となり、読みやすくなるのではないか、といった指摘もされた。とはいえ、一留学生在が博士課程入学後2年8か月で仕上げた作品としては、大部で(A4版で340頁)、かつ、水準も高く、上記の指摘は公表の際に活かされるべきものであろう。よって、審査委員会は全員一致で博士(法学)の授与に値するものと判断した。